

漁業者の皆様へ

あわび、なまこ、しらすうなぎは
許可や漁業権等に基づかない採捕はできません

特定水産動植物

あわび



なまこ



しらすうなぎ
(13cm以下のうなぎ)



○漁業者であっても上記3つは、**許可や漁業権等**
に基づかなければ採捕はできません。

違反した場合、法律により3年以下の拘禁刑
又は3,000万円以下の罰金が適用されます。

○また、許可や漁業権等を有していても、
許可等で定められた制限に反する操業を行った
場合は、罰則の対象になります。

○さらに、**違法に採捕されたことを知りながら、**
これらを運搬し、保管し、取得し、又は処分の
仲介・あっせんをした者に対しても、**同じ罰則が**
適用されます。

詳しくは、
密漁を許さない～水産庁の密漁対策～

水産庁 管理調整課 沿岸・遊漁室



許可等についてのご相談は各都道府県の水産部局までお問い合わせください。